付則 （施行期日） 1　この基準は、令和7年10月１日から施行する。 （経過措置） 2　平成20年９月30日に、その日まで施行された基準第１項⑷により受信料が免除されている受信契約で、この基準第１項⑷によれば受信料の免除を受けられないものは、当分の間、なお従前の例による。	付則 （施行期日） 1　この基準は、令和5年10月１日から施行する。 （経過措置） 2　平成20年９月30日に、その日まで施行された基準第１項⑷により放送受信料が免除されている放送受信契約で、この基準第１項⑷によれば放送受信料の免除を受けられないものは、当分の間、なお従前の例による。
別表４　（略） ㈱　本表における「年間収入」とは、給与収入の場合は源泉徴収される前の支給総額、給与収入以外の場合は、総収入から確定申告で認められた必要経費を控除した所得額とする。 本表における「学生」とは、学校教育法に定める学生、同法に定める生徒、または同法第104条第７項第２号に規定する学位の授与の対象となる課程を有する教育施設（当該課程を履修する者に対し給与の支払をしていないものに限る。）に在学する者で、当該学位の授与の対象となる課程を履修している者を意味するが、聴講生、科目等履修生は含まない。	別表４　（略） ㈱　本表における「年間収入」とは、給与収入の場合は源泉徴収される前の支給総額、給与収入以外の場合は、総収入から確定申告で認められた必要経費を控除した所得額とする。 本表における「学生」とは、学校教育法上の学生または生徒を意味するが、聴講生、科目等履修生は含まない。